

投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との
間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	定義	一
2	投資の許可及び内国民待遇	一
3	最恵国待遇	一
4	一般的待遇	一
5	裁判所の裁判を受ける権利	二
6	世界貿易機関設立協定に基づく権利及び義務	二
7	透明性	二
8	投資家の入国、滞在及び居住	二
9	収用及び補償	二
10	争乱からの保護	二
11	代位	二
12	資金の移転	三
13	両締約国間の紛争の解決	三
14	一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決	三
15	一時的なセーフガード措置	三

16	信用秩序の維持のための措置	三
17	知的財産権	三
18	租税に係る課税措置	四
19	投資作業部会	四
20	見直し	四
21	環境に関する措置	四
22	利益の否認	四
23	最終規定	四
三	協定の実施のための国内措置	五

一 概説

1 協定の成立経緯

平成十八年（二千六年）四月に日本国とサウジアラビア王国との間で投資協定の交渉を開始することについて意見が一致したことを受け、同年十月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十五年（二千十三年）四月三十日にジッダにおいて、我が方方サウジアラビア小寺大使と先方アル・オスマン総合投資院総裁との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、投資財産設立後の投資活動の保護等について包括的かつ詳細な事項を規定している。この協定の締結は、投資環境の整備を促すとともに、両国間の投資及び経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十三箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義

この協定における「投資財産」、「締約国の投資家」、「締約国の企業」、「投資活動」等について定義している（第一条）。

2 投資の許可及び内国民待遇

一方の締約国は、自国の関係法令に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等について規定している。また、一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨規定している。（第二条）

3 最恵国待遇

一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与えること等について規定している（第三条）。

4 一般的待遇

一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与える旨規定している（第四条）。

5 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨規定している（第五条）。

6 世界貿易機関設立協定に基づく権利及び義務

この協定のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない旨規定している（第六条）。

7 透明性

各締約国は、投資活動に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等について規定している（第七条）。

8 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う旨規定している（第八条）。

9 収用及び補償

いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと及び正当な法的手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない旨規定している。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならぬこと等について規定している。（第九条）

10 争乱からの保護

一方の締約国は、武力紛争等により自国にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇よりも不利でない待遇を与えること等について規定している（第十条）。

11 代位

- 12 一方の締約国又はその指定する機関による権利又は請求権の代位について規定している（第十一条）。
資金の移転
- 13 一方の締約国は、自国に向けた又は自国からの全ての資金の移転であつて、他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること等について規定している（第十二条）。
- 14 両締約国間の紛争の解決
この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に付託すること等について規定している（第十三条）。
- 15 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決
一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議等により解決されない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること等について規定している（第十四条）。
- 16 一時的なセーフガード措置
いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、第二条（内国民待遇）の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十二条（資金の移転）の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる旨規定している（第十五条）。
- 17 信用秩序の維持のための措置
締約国は、信用秩序の維持のための金融サービス分野に関連する措置をとることを妨げられない旨規定している（第十六条）。
- 18 知的財産権
この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない旨並びにいずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定について

は、当該一方の締約国が当該多数国間協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない旨規定している。また、両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護に妥当な考慮を払うこと等について規定している。(第十七条)

18 租税に係る課税措置

第二条(内国民待遇)の規定は、いずれかの締約国が、自国の租税に関する法令に従って与える待遇に差異を設けることを妨げるものではない旨定める。また、第三条(最恵国待遇)の規定は、一方の締約国に対し、第三国との間の相互主義に基づき、又は当該一方の締約国と第三国との間で効力を有する租税に関する協定により、第三国の投資家に与えている租税に関する特別の利益を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない旨規定している。(第十八条)

19 投資作業部会

両締約国は、この協定の目的を達成するため、投資作業部会を設置する旨規定している(第十九条)。

20 見直し

両締約国は、投資の漸進的な自由化を更に促進することを目的として、この協定を再検討するため、この協定の効力発生の後五年以内に相互に協議する旨規定している(第二十条)。

21 環境に関する措置

両締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める旨規定している(第二十一条)。

22 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配され、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨規定している(第二十二条)。

23 最終規定

この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる旨規定している。また、この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国において当該他方の締約国の法令に従つて取得されたものについても適用する旨規定している。さらに、この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、当該終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する旨規定している。(第二十三条)

三 協定の実施のための国内措置
この協定を実施するためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。